

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6050374号
(P6050374)

(45) 発行日 平成28年12月21日(2016.12.21)

(24) 登録日 平成28年12月2日(2016.12.2)

(51) Int.Cl.

F 1

G06F 21/62 (2013.01)
G06F 12/00 (2006.01)G06F 21/62 318
G06F 12/00 537A

請求項の数 18 (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2014-544786 (P2014-544786)
 (86) (22) 出願日 平成24年11月21日 (2012.11.21)
 (65) 公表番号 特表2015-505391 (P2015-505391A)
 (43) 公表日 平成27年2月19日 (2015.2.19)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2012/066167
 (87) 國際公開番号 WO2013/081921
 (87) 國際公開日 平成25年6月6日 (2013.6.6)
 審査請求日 平成27年11月24日 (2015.11.24)
 (31) 優先権主張番号 13/308,572
 (32) 優先日 平成23年12月1日 (2011.12.1)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者 314015767
 マイクロソフト テクノロジー ライセンシング、エルエルシー
 アメリカ合衆国 ワシントン州 98052 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ
 (74) 代理人 100140109
 弁理士 小野 新次郎
 (74) 代理人 100075270
 弁理士 小林 泰
 (74) 代理人 100101373
 弁理士 竹内 茂雄
 (74) 代理人 100118902
 弁理士 山本 修

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】安全なリソースへのアプリケーション・アクセスの認可

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ドキュメント・レポジトリ・システムにおける安全なリソースへのアクセスを認可するためのコンピューター実装方法であって、

ドキュメント・レポジトリ・システムにおいて安全なリソースに対するアクションを実行するための要求を受けるステップと、

前記要求を受けたことに応じて、前記要求が、ユーザーのみによって、アプリケーションのみによって、またはユーザーを代理するアプリケーションによってなされたかを判定するステップと、

前記要求が前記ユーザーを代理するアプリケーションによってなされたとの判定に応じて、前記アプリケーションおよび前記ユーザーの両方が前記安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを有する場合にのみ前記要求を承諾するステップと、

前記要求がアプリケーションのみによってなされたことの判定に応じて、前記アプリケーションが、前記ユーザーを代理しない直接コールによる前記安全なリソースへのアクセスのためのパーミッションを承諾された場合に前記要求を承諾するステップとについてのコンピューター実装動作を実行するステップを含む、コンピューター実装方法。

【請求項 2】

請求項 1 記載のコンピューター実装方法であって、更に、

前記要求が前記アプリケーションのみによってなされたことの判定に応じて、前記要求

10

20

されたアクションの性能を前記アプリケーションのみに対して帰属させるデータを格納するステップを含む、コンピューター実装方法。

【請求項 3】

請求項 1 記載のコンピューター実装方法であって、更に、

前記要求がユーザーを代理するアプリケーションによってなされたことの判定に応じて、前記要求されたアクションの性能を前記アプリケーションおよび前記ユーザーの両方にに対して帰属させるデータを格納するステップを含む、コンピューター実装方法。

【請求項 4】

請求項 1 記載のコンピューター実装方法において、前記安全なリソースが、前記ドキュメント・レポジトリ・システムによって維持されるコンテンツ・データベース内のアイテムを含む、コンピューター実装方法

10

【請求項 5】

コンピューター実行可能命令を格納して有するコンピューター可読ストレージ媒体であって、コンピューターによって実行されると、前記コンピューターに、

ユーザーを代理して、ドキュメント・レポジトリ・システムによって維持される 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを要求するアプリケーションからパーミッション要求を受け、前記パーミッション要求が、前記ユーザーのみによって、アプリケーションのみによって、または前記ユーザーを代理するアプリケーションによってなされ、

前記パーミッション要求を受けたことに応じて、前記 1 つ以上の安全なリソースに関連付けられる 1 つ以上のパーミッション・プロバイダーを識別し、関連する安全なリソースについて要求された前記パーミッションを記述するデータを、識別されたパーミッション・プロバイダーの各々から要求し、前記パーミッション・プロバイダーから受け取った前記データをユーザー・インターフェースにアグリゲートし、前記アプリケーションが前記 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするパーミッションを承諾するために、ドキュメント・リポジトリ・システムの現在のユーザーが十分なパーミッションを有するかを判定し、前記ドキュメント・リポジトリ・システムの現在のユーザーに対し、前記ユーザー・インターフェースに表示させ、

20

前記アプリケーションおよび前記ユーザーの両方が前記安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを有する場合に、前記ユーザーを代理して、前記アプリケーションが前記 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするための前記要求されたパーミッションを承諾されたことを示す指標を、前記ユーザー・インターフェースにより前記ドキュメント・リポジトリ・システムの前記現在のユーザーから受け、前記パーミッション要求がアプリケーションのみによってなされた場合に前記アプリケーションが前記要求されたパーミッションを承諾したこと、且つ前記アプリケーションが直接コールによる前記安全なリソースへのアクセスのためのパーミッションを承諾されたことを示す指標を受け、

30

前記アプリケーションが前記要求されたパーミッションを承諾されたことの前記指標を受けたことに応じて、前記安全なリソースについての前記アプリケーションによるランタイム要求を処理するのに用いる前記 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするための前記要求されたパーミッションを前記アプリケーションが有することを示すデータを格納することを行わせる、コンピューター可読ストレージ媒体。

40

【請求項 6】

請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体であって、更なるコンピューター実行可能命令を格納して有し、前記コンピューターによって実行されると、前記コンピューターに、

前記アプリケーションが前記 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを承諾するのに十分なパーミッションを現在のユーザーが有しないと判定するのに応じて、前記パーミッション要求を拒否することを行わせる、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 7】

50

請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体において、前記パーミッション要求が更に、ユーザーを代理しない直接コールにより前記 1 つ以上の安全なリソースを利用するため、前記アプリケーションによる要求を含む、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 8】

請求項 7 記載のコンピューター可読ストレージ媒体であって、更なるコンピューター実行可能命令を格納して有し、前記コンピューターによって実行されると、前記コンピューターに、

直接コールにより前記 1 つ以上の安全なリソースを利用するためのパーミッションを前記アプリケーションが承諾されたことを示す指標を、前記ユーザー・インターフェースにより前記現在のユーザーから受け、10

前記安全なリソースについての前記アプリケーションからのランタイム要求を処理するのに用いるためのデータであって、前記アプリケーションが前記ユーザーを代理しない直接コールにより前記リソースを使用するためのパーミッションを有することを示すデータを格納する

ことを行わせる、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 9】

前記パーミッション要求が、ハイパーテキスト転送プロトコル（H T T P）要求により、前記ドキュメント・レポジトリ・システムに供給される、請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体。20

【請求項 10】

前記パーミッション要求がアプリケーション・マニフェストにより前記ドキュメント・レポジトリ・システムに供給される、請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 11】

前記パーミッション要求が、前記ドキュメント・レポジトリ・システムによって提供されるユーザー・インターフェースにより、前記ドキュメント・レポジトリ・システムに供給される、請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 12】

前記パーミッション要求が、前記ドキュメント・レポジトリ・システムによって公表されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース（A P I）により、前記ドキュメント・レポジトリ・システムに供給される、請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体。30

【請求項 13】

請求項 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体であって、更なるコンピューター実行可能命令を格納して有し、前記コンピューターによって実行されると、前記コンピューターに、

前記パーミッション・プロバイダーの各々を、前記アプリケーションから前記パーミッション要求を受ける前に、安全なリソースの範囲に関連付けられているものとして登録する40

ことを行わせる、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 14】

請求項 13 記載のコンピューター可読ストレージ媒体において、前記パーミッション・プロバイダーの各々を登録することが更に、リソースに関連づけられる前記パーミッションを記述するデータを取得するために、前記パーミッション・プロバイダーの各々についてのコールバック機能を登録することを含み、要求された前記パーミッションを記述するデータを、識別されたパーミッション・プロバイダーの各々から要求することが、識別されたパーミッション・プロバイダーの各々についての前記コールバック機能へのコールを行うことを含む、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 15】

10

20

30

40

50

請求項 1 3 記載のコンピューター可読ストレージ媒体において、前記パーミッション・プロバイダーの各々を登録することが更に、パーミッション要求が承諾されたことの通知を供給するために、前記パーミッション・プロバイダーの各々についてのコールバック機能を登録することを含む、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 1 6】

請求項 1 5 記載のコンピューター可読ストレージ媒体であって、更なるコンピューター実行可能命令を格納して有し、前記コンピューターによって実行されると、前記コンピューターに、

前記アプリケーションが前記要求されたパーミッションを承諾されたことを示す指標を前記ユーザー・インターフェースにより現在のユーザーから受けたことに応じて、パーミッション要求が承諾されたことの通知を供給するために前記コールバック機能をコールする

10

ことを行わせる、コンピューター可読ストレージ媒体。

【請求項 1 7】

1 つ以上のコンピューター・システムを備えるドキュメント・レポジトリ・システムであって、

ユーザーを代理して、ドキュメント・レポジトリ・システムによって維持される 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを要求するアプリケーションからパーミッション要求を受け、

前記パーミッション要求を受けたことに応じて、ユーザーが前記パーミッション要求を承諾または拒否することを要求する前記ドキュメント・リポジトリ・システムの前記ユーザーに対して、ユーザー・インターフェースに表示させ、

20

前記アプリケーションが前記 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするための前記要求されたパーミッションを承諾されたことを示す指標を、前記ユーザー・インターフェースにより前記ユーザーから受け、

前記アプリケーションが前記要求されたパーミッションを承諾されたことの前記指標を受けたことに応じて、前記安全なリソースについての前記アプリケーションによるランタイム要求を処理するのに用いる前記 1 つ以上の安全なリソースにアクセスするための前記要求されたパーミッションを前記アプリケーションが有することを示すデータを、ストレージ・デバイスを介して格納し、

30

前記ドキュメント・レポジトリ・システムにおいて安全なリソースに対するアクションを実行するためにランタイム要求を受け、

前記要求を受けたことに応じて、前記要求が、ユーザーにより、アプリケーションにより、またはユーザーを代理するアプリケーションによりなされたかを判定し、

前記要求が前記ユーザーを代理するアプリケーションによりなされたことの判定に応じて、前記アプリケーションおよび前記ユーザーの両方が前記安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを有する場合にのみ、前記要求を承諾し、

前記要求が前記アプリケーションのみによりなされたことの判定に応じて、前記ユーザーを代理しない直接コールにより前記安全なリソースにアクセスするためのパーミッションを前記アプリケーションが承諾された場合に、前記要求を承諾するように構成される、ドキュメント・レポジトリ・システム。

40

【請求項 1 8】

請求項 1 7 記載のドキュメント・レポジトリ・システムにおいて、前記 1 つ以上のコンピューター・システムが更に、

前記要求がアプリケーションのみによりなされたことの判定に応じて、前記要求されたアクションの性能を前記アプリケーションのみに対して帰属させるデータを格納し、

前記要求が前記ユーザーを代理するアプリケーションのみによりなされたことの判定に応じて、前記要求されたアクションの性能を前記アプリケーションおよび前記ユーザーの両方に対して帰属させるデータを格納する

ように構成される、ドキュメント・レポジトリ・システム。

50

【発明の詳細な説明】**【従来技術】****【0001】**

数多くのワールド・ワイド・ウェブ(「Web」)アプリケーションでは、Webアプリケーションの機能を拡張するカスタム・サードパーティ・アプリケーションのインストールおよび使用を許可する。これらサードパーティ・アプリケーションは、通例、パーミッションの観点からWebアプリケーションの現在のユーザーとして実施する。その結果、このようなサードパーティ・アプリケーションは、現在のユーザーが実行できるであろう如何なるアクションをも、通例、Webアプリケーションに関連付けて実施するアプリケーションについての幾らかの制約された境界において実行可能である。このことは、サードパーティ・アプリケーションをインストールするシステム管理者が当該アプリケーションに重大な信頼を寄せることが義務付けられる。何故ならば、アプリケーションは、如何なるアプリケーションのユーザーがアクセス権を有するWebアプリケーション内の如何なる情報をも、読み出し、修正または削除可能だからである。

【0002】

上記の課題に対する1つの解決策は、Webアプリケーションにより提供される特定の機能のみに対し、サードパーティ・アプリケーションによるアクセスを制限することである。例えば、サードパーティ・アプリケーションは、当該アプリケーションに公表(expose)されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(「API」)を制限することによって、Webアプリケーションの特定の機能へのアクセス権のみを承諾することができる。上記課題に対する他のアプローチは、アプリケーションをインストールするシステム管理者によってなされる信頼決定(trust decision)の範囲を制限することである。例えば、Webアプリケーション内の環境を他のものから隔離することができ、その結果、サードパーティ・アプリケーションは、他の環境を破壊する危険性なしに別個の環境にインストールすることができる。この解決策は、例えば、センシティブなデータを公表する環境に対してアプリケーションのアクセス権を制限するのに利用することができる。しかしながら、サードパーティ・アプリケーションを利用する最もありふれた理由の1つが異なる環境にわたるデータをアグリゲートすることであるという所与の事実について、この解決策は過度に制限することになる。その結果、Webアプリケーションの配備にわたる全ての会社環境に適用するアプリケーションは、このシナリオにおいてインストールすることは困難となるか、または不可能となる。

【0003】

上記のように、サードパーティ・アプリケーションは、通例、パーミッションの観点からWebアプリケーションの現在のユーザーとして実施する。このことは、アプリケーションが、それらユーザーが実行のためのパーミッションを有するアクションを実行することができるということのみを意味する。しかしながら、多くの状況では、ユーザーまたはユーザーのグループに、アプリケーションの使用を通じて、彼らのパーミッションが直接実行することを彼らに許可しないというアクションを実行させることが望ましい。例えば、支出レポート・アプリケーションは、特定の条件が満たされる(例えば小さい値)ときに支出レポートを承認することができるものの、ユーザーは、アプリケーションを通じて動作を行うことなく直接的に支出レポートを承認するパーミッションを有するべきではない。この種別の動作は、アプリケーションが現在のユーザーとして実施する場合は可能にならない。システムの中には、当該システム内でパーミッション制約を有しないシステム・アカウントに対するパーミッションを引き上げるのをアプリケーションが許可することにより、この制限に対処するものもある。しかしながら、この解決策は、システム管理者が、センシティブな情報を公表する環境内にアプリケーションをインストールするのを尚更望まないものとすることもある。

【0004】

本明細書でなされる開示が提示されるのは、これらのおよび他の検討に関するものである。

10

20

30

40

50

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

アプリケーションが安全なリソースに対するアクセスを認可するための概念および技術を本明細書に説明する。本明細書において開示される技術の実施を通じて、安全なリソースの所有者は、安全なリソースを利用するため、アプリケーションに対して特権を承諾することができる。承諾された特権を利用して、アプリケーションは、リソースの所有者と同程度に、実行時において安全なリソースを直接（即ちユーザーなしで）利用することができる。しかしながら、ユーザーが安全なリソースにアクセスするためにアプリケーションを利用する場合は、リソースの使用はユーザーの特権程度にまで制限される。このようにして、アプリケーションが安全なリソースに直接アクセスするときに、アプリケーションの特権を安全なリソースの所有者レベルまで引き上げることができる。しかし、ユーザーがアプリケーションを利用してリソースにアクセスする場合は、安全なリソースへのアクセスは、ユーザーのパーミッションの程度にまで制限される。

10

【課題を解決するための手段】**【0006】**

本明細書において提示される一態様によれば、ドキュメント・レポジトリ・アプリケーションのようなWebアプリケーションは、当該Webアプリケーションの性能を拡張するカスタム・サードパーティ・アプリケーションを使用可能とするように構成される。コンテンツ・データベース内のアイテムのような、Webアプリケーションによって管理される安全なリソースに対するアクセスおよび利用するパーミッションを取得するために、アプリケーションは、最初に、Webアプリケーションの一部として実行するリソース・サーバーに対してパーミッション要求をサブミットする。パーミッション要求は、アプリケーションによって要求される範囲および権利を識別する。パーミッション要求はまた、アプリケーションがユーザーを代理せず直接コールすることより、1つ以上の安全なリソースを利用するためのパーミッションを承諾することもできる。パーミッション要求は、ハイバー・テキスト転送プロトコル（「HTTP」）要求、アプリケーション・マニフェスト、または、Webアプリケーションによって提供され、Webアプリケーションによって提供されるAPIを通じた、若しくは他の方法による、ユーザー・インターフェース（「UI」）によってサブミットすることができる。

20

【0007】

パーミッション要求を受けたことに応じて、リソース・サーバーは、パーミッションが要求された安全なリソースに関連付けられた1つ以上のパーミッション・プロバイダーを識別するように構成される。リソース・サーバーは、次いで、関連付けられた安全なリソースについて要求されたパーミッションを記述するデータを、各識別されたパーミッション・プロバイダーから要求する。データは、次いで、Webアプリケーションの現在のユーザーに表示されるUIにアグリゲートされる。このUIは、要求されたパーミッションをアプリケーションに承諾するかまたは拒否するかについて、ユーザーに尋ねる。要求されたパーミッションをユーザーがアプリケーションに承諾する場合は、アプリケーションは当該要求されたパーミッションを有することを示すデータを格納する。実行時には、このデータを利用して、Webアプリケーションによって管理される安全なリソースに対する、アプリケーションによってランタイム要求を処理する。

30

【0008】

安全なリソースに対するアクションを実行するランタイム要求をリソース・サーバーから受け取ると、リソース・サーバーは、その要求が、ユーザーによってなされたものか、アプリケーションのみによってなされたものか、またはユーザーを代理するアプリケーションによってなされたものかについて判定する。要求がアプリケーションのみによってなされる場合は、リソース・サーバーは、ユーザーを代理せずに直接コールによって安全なリソースにアクセスするために、アプリケーションが上記の方法でパーミッションが承諾されたときのみ上記要求を承諾する。要求がユーザーを代理するアプリケーションによっ

40

50

てなされる場合は、リソース・サーバーは、ユーザーおよびアプリケーションの両方が要求されたアクションを実行するパーミッションを有しているときのみ、上記要求を承諾する。リソース・サーバーはまた、安全なリソースに対するアクションの性能を、ユーザー、アプリケーション、またはユーザーとアプリケーションの両方に対して帰属させる履歴データを格納する。

【0009】

この摘要は特許請求する主題の主要な特徴や必須の特徴を特定することを意図するものではなく、また、この摘要は特許請求する主題の範囲を限定するのに用いることを意図するものでもない。更にまた、特許請求する主題は、この開示の如何なる部分で注記した不利な点の幾らかまたは全てを解決する実施態様に限定されるものではない。

10

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】図1は、本明細書に開示する一実施形態により、アプリケーションおよびドキュメント・レポジトリ・システムの動作態様を例示するソフトウェア・アーキテクチャーの概要図である。

【図2】図2は、本明細書に開示する一実施形態のパーミッション・プロバイダーを登録する1つのルーチンの態様について示すフロー図である。

【図3A】図3Aは、本明細書に開示する一実施形態において、リソース・サーバーにアプリケーションを登録する1つのルーチンの態様について示すフロー図である。

【図3B】図3Bは、本明細書に開示する一実施形態において、リソース・サーバーにアプリケーションを登録する1つのルーチンの態様について示すフロー図である。

20

【図4A】図4Aは、本願明細書に開示する一実施形態において利用される例示のパーミッション要求のフォーマットおよび構造について示すデータ構造図である。

【図4B】図4Bは、本明細書に開示する一実施形態において、アプリケーションへのパーミッションを承諾する1つの例示的なユーザー・インターフェースについて示すユーザー・インターフェース図である。

【図5】図5は、リソース要求を処理するために本明細書に開示する一実施形態において利用される機構の態様について示すネットワーク図である。

【図6A】図6Aは、一実施形態による安全なリソースについての要求を処理するための1つのルーチンの態様について示すフロー図である。

30

【図6B】図6Bは、一実施形態による安全なリソースについての要求を処理するための1つのルーチンの態様について示すフローズである。

【図7】図7は、本明細書に開示する各種実施形態を実施できるコンピューター・システムの例示のコンピューター・ハードウェアおよびソフトウェア・アーキテクチャーについて示すコンピューター・アーキテクチャー図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下の詳細な説明は、安全なリソースへのアプリケーションのアクセスを認可するための概念および技術に向けられる。本明細書に開示した技術を用いて上記に簡潔に説明したように、Webアプリケーションと連動して実行するアプリケーションは、実行時に、安全なリソースをリソースの所有者と同程度に直接利用することができる。安全なリソースを利用するためにはユーザーがアプリケーションをしようする際、ユーザーおよびアプリケーションの両方は、当該安全なリソースを利用するため適切なパーミッションを有していないなければならない。これらおよび他の特徴に関する追加の詳細説明について、図1～7に関して以下に提供する。

40

【0012】

本明細書に説明する主題が、1つ以上のコンピューター・システム上のオペレーティング・システムおよび様々なプログラムの実行と連動して実行するコンピューター・モジュールの包括的なコンテキストで提示されると共に、当業者にとって、他の実施が、他の種別のプログラム・モジュールと連動して実行できることが認識されるであろう。一般的に

50

、プログラム・モジュールは、ルーチン、プログラム、コンポーネント、データ構造、および、特定のタスクを実行するかまたは特定の抽象データ型を実装する他のタイプの構造を含む。更に、当業者にとって、本明細書に説明する主題が、ハンドヘルド・デバイス、マルチプロセッサ・システム、マイクロプロセッサ・ベースまたはプログラム可能なコンシューマー電子機器、ミニコンピュータ、メインフレーム・コンピュータ等を含む他のコンピューター・システム構成を用いて実施できることが認められて然るべきである。

【0013】

以下の詳細な説明において、その一部を形成する添付の図面を参照して、特定の実施形態または実施例について図示により示す。これより図面を参照する。同様の符号は幾らかの図面を通じた同様の要素を表し、安全なリソースへのアプリケーション・アクセスを認可するためのコンピューティング・システムおよび方法論の態様についてこれより説明する。10

【0014】

図1は、本明細書に開示する一実施形態におけるアプリケーション104およびドキュメント・レポジトリ・システム102の動作についての態様を例示するソフトウェア・アーキテクチャ図である。ドキュメント・レポジトリ・システム102は、1つ以上のコンピューティング・システムであり、Webベースのドキュメント・レポジトリ・アプリケーション(図示せず)を実行するように構成される。ドキュメント・レポジトリ・システム102は、ドキュメント、および当該ドキュメント・レポジトリ・システム102において認められたユーザー間での潜在的な他の種別のアイテムを格納、アクセスおよび共有するための機能を提供する。この点について、ドキュメント・レポジトリ・システム102は、ユーザーが、ドキュメントおよびコンテンツ・データ・ストア126内に格納される他の種別の電子的なアイテムを生成、修正、削除、およびさもなければ利用をする機能を提供することができる。20

【0015】

ドキュメント・レポジトリ・システム102は、パーミッションに基づいてコンテンツ/データ・ストア126内のアイテムへのアクセスを制限することができる。パーミッションは、ドキュメント・レポジトリ・システム102のユーザーに対してセットすることができ、その結果、特定のユーザーのみがコンテンツ・データ・ストア126内の特定のアイテムにアクセスまたは修正できる。コンテンツ・データ・ストア126に格納されるアイテムは上記の方法によるパーミッションを用いて安全なものとされるので、これらのアイテムは、本明細書では、安全なリソース122A~122N(総じて安全なリソース122)と称する。30

【0016】

なお、安全なリソース122が、主に、コンテンツ・データ・ストア126内のアイテムとして本明細書に説明される一方で、安全なリソース122は、アクセスがパーミッションに基づいて制御される如何なる種別の他のコンピューティング・リソースとしてもよいことが認められて然るべきである。また、本明細書に開示する実施形態は、主に、ドキュメント・レポジトリ・システム102のコンテキストで説明する一方で、本明細書に開示する実施形態はこのような実施に限定されないことが認められて然るべきである。寧ろ、本明細書に開示する実施形態は、アプリケーションが安全なリソースにアクセスするのを許可する如何なる種別のコンピューティング・システムをも用いて利用することができる。40

【0017】

一実施形態では、ドキュメント・レポジトリ・システム102は、安全なリソース122へのアクセスを制御するためのリソース・サーバー114を含む。リソース・サーバー114は、安全なリソース122にアクセスするために要求を受けて応じるように構成される1つ以上のソフトウェアおよび/またはハードウェア・コンポーネントである。リソース・サーバー114はまた、安全なリソース122を利用するために、アプリケーション104のようなアプリケーションを登録するための機能を提供する。50

【0018】

アプリケーション104は、ドキュメント・レポジトリ・システム102と共に使用するように構成されるアプリケーションである。例えば、アプリケーション104は、ドキュメント・レポジトリ・システム102により提供される機能を拡張することができる。アプリケーション104は、Webベースのアプリケーションとしてもよく、またはドキュメント・レポジトリ・システム102に対して直接実行してもよい。所望の機能を提供するために、アプリケーション104は、通常、安全なリソース122の内1つ以上を利用する。アプリケーション104、本明細書では主に、ドキュメント・レポジトリ・システム102により提供される機能を拡張するためのアプリケーションとして説明する一方、本明細書で利用する実施形態は、他の種別のアプリケーションと共に実施してもよい。

10

【0019】

安全なリソース122を利用する認可を得るために、アプリケーション104は、一実施形態ではパーミッション要求をリソース・サーバー114に供給する。パーミッション要求106は、アプリケーション104によって要求されるアクセスの範囲108、および特定された範囲についての要求されたパーミッションを定める権利110を定義するデータである。パーミッション要求106はまた、「アプリケーションのみ」の要求112も含む。「アプリケーションのみ」の要求112は、アプリケーション104がユーザーを代理していない直接コールを行うことにより1つ以上の安全なリソース122を利用するためのパーミッションを承諾することを要求する。アプリケーション104は、ハイパーテキスト転送プロトコル（「HTTP」）要求、アプリケーション・マニフェスト124、ドキュメント・レポジトリ・システム102により提供されるAPIを通じてドキュメント・レポジトリ・システム102によって提供されるユーザー・インターフェース（「UI」）によって、または他の方法で、パーミッション要求106をサブミットすることができる。パーミッション要求106の1つについては、図4Aに関連して以降に説明する。

20

【0020】

アプリケーション104からパーミッション要求106を受けるのに応じて、リソース・サーバー114は、1つ以上のパーミッション・プロバイダー116A～116N（パーミッション・プロバイダー116と総称する。）を識別する。パーミッション・プロバイダー116は、安全なリソース122A～122Nについてのパーミッションのプロバイダーとしてそれぞれ登録される。図1に示した例では、例えば、パーミッション・プロバイダー116Aは安全なリソース122Aについてのパーミッションのプロバイダーとして登録される。パーミッション要求106の範囲108として安全なリソース122Aを含む場合は、リソース・サーバー114は、パーミッション・プロバイダー116Aを、パーミッション要求106についての関連パーミッション・プロバイダーとして識別することになる。

30

【0021】

リソース・サーバー114に登録するために、各パーミッション・プロバイダー116は、当該パーミッション・プロバイダーが関連付けられたリソースの範囲をリソース・サーバー114に示す。各パーミッション・プロバイダー116はまた、リソース・サーバー114を有するコールバック機能を登録することもある。例えば、各パーミッション・プロバイダー116は、リソース・サーバー114が有するコールバック機能を登録することができ、それを通じて、リソース・サーバー114は安全なリソース122に関連付けられたパーミッションを記述するデータを取得することができる。以下に詳述するように、リソース・サーバー114は、このデータを利用して、パーミッション要求106においてアプリケーション104によって要求されるパーミッションをユーザーに示すUIを構成するために、このデータを利用することができる。

40

【0022】

各パーミッション・プロバイダー116はまた、コールバック機能を登録することができ、これを通じて、リソース・サーバー114はパーミッション要求106が承諾された

50

ことの通知を供給することができる。リソース・サーバー 114 は、パーミッション・プロバイダーのデータ・ストア 118 内に、コールバック機能を識別するデータを含む登録データを格納する。パーミッション・プロバイダー 116 を登録する 1 つのプロセスに関する追加の詳細説明について、以下に図 2 に関連して行う。

【0023】

リソース・サーバー 114 は、一旦、パーミッション要求 106 に関連したパーミッション・プロバイダー 116 を識別すると、リソース・サーバー 114 は、要求されたそのパーミッションを記述するデータを取得するために各識別したプロバイダー 116 のコールバック機能をコールする。リソース・サーバー 114 は、パーミッション要求 106 の範囲 108 および権利 110 を、現在のユーザーを識別する現在のコンテキストと共に、識別したパーミッション・プロバイダー 116 に通すことができる。次に、コールされた各プロバイダー 116 は、現在のユーザーが、パーミッション要求 106 において要求されたアプリケーション 104 ひえのパーミッションを承諾するのに十分な特権を有するかを判定する。

10

【0024】

ユーザーがアプリケーション 104 に対する要求されたパーミッションを承諾するのに十分な特権を有していない場合は、パーミッション要求 106 は拒否されることになる。要求されたパーミッションをアプリケーション 104 に付与する十分な特権をユーザーが有する場合は、各パーミッション・プロバイダー 116 はデータをリソース・サーバーに戻すことになる。データは、アプリケーション 104 によって要求されたパーミッションをユーザーに示す UI を構成するのに利用できる。このデータは、ハイパーテキスト・マークアップ言語（「HTML」）、プレーン・テキスト、またはダイアログ・ボックスのような UI 要素に直接含むのに適した他のフォーマットの形態としてもよい。

20

【0025】

リソース・サーバー 114 は、一旦、識別したパーミッション・プロバイダー 116 から応答を受け取ると、リソース・サーバー 114 は、受け取ったデータを現在のユーザーに表示する UI にアグリゲートする。UI は、要求されたパーミッションについての説明を記載し、そして、パーミッション要求 106 においてアプリケーション 104 によって要求される許可を承諾または否定するかをユーザーに尋ねる。このような例示の UI の 1 つについて、図 4B に関連して後述する。ユーザーが、UI を通じてアプリケーション 104 に対する要求されたパーミッションを承諾する場合は、リソース・サーバー 114 はパーミッション・データ・ストア 120 にアプリケーション 104 がパーミッションを要求したことを示すデータを格納する。実行時において、リソース・サーバー 114 は、このデータを利用して、アプリケーション 104 による要求を処理し、その結果、安全なリソース 122 へのアクションを実行することができる。リソース・サーバー 114 によって実行されるランタイム処理に関する追加の詳細説明について、以下に図 5 および図 6A ~ 6B に関連して行う。

30

【0026】

図 2 は、本明細書に関する実施形態のパーミッション・プロバイダー 116 を登録する 1 つのルーチン 200 の態様について示すフロー図である。図 2 および他の図面に関連して本明細書に説明する論理動作は、(1) コンピューティング・システム上で起動するコンピューター実装行為またはプログラム・モジュールのシーケンスとして、および / または (2) コンピューティング・システム内で相互接続されたマシン・ロジック回路若しくは回路モジュールとして実装されることが認められて然るべきである。実装は、コンピューター・システムの性能および他の要件に従った選択の問題である。したがって、本明細書において説明する論理動作とは、動作、構造デバイス、行為またはモジュールのような様々なものを指す。これらの動作、構造デバイス、行為およびモジュールは、ソフトウェア、ファームウェア、特定用途デジタル論理、およびそれらの如何なる組み合わせで実装することができる。また、図示され、本明細書に説明されるものよりも、より多くのまたはより少ない動作を実行できることも認められて然るべきである。これらの動作はまた、

40

50

本明細書において説明するものとは異なる順序で実行することができる。

【0027】

ルーチン200は、動作202で開始し、パーミッション・プロバイダー116は、当該パーミッション・プロバイダーが登録されるべき安全なリソースの範囲についての指標をリソース・サーバー114に供給する。ルーチン200は、次いで動作204へと進み、パーミッション・プロバイダー116は、コールバック機能をリソース・サーバー114に提供する。当該リソース・サーバー114を通じて、要求されたパーミッションを記述するデータを取得することができる。先に簡潔に検討したように、リソース・サーバー114は、この情報をを利用して、ユーザーがパーミッション要求106を承認または拒否することを要求するUIを生成することができる。

10

【0028】

ルーチン200は、動作204から動作206へと進み、パーミッション・プロバイダー116はリソース・サーバー114にコールバック機能を提供する。リソース・サーバー114は、パーミッション要求106が承諾されたことをパーミッション・プロバイダー116に通知するのに用いることができる。なお、動作202, 204, 206において供給される情報は1または複数のデータ構造として供給できることが認められて然るべきである。この情報はまた、拡張可能マークアップ言語（「XML」）を用いて、別の構造化された言語フォーマットを用いて、または概して別 の方法を用いて、フォーマットしてもよい。

20

【0029】

動作206から、ルーチン200は動作208へと進み、リソース・サーバー114は、パーミッション・プロバイダー116によって識別される範囲およびコールバック機能をパーミッション・プロバイダーのデータ・ストア118内に格納する。データが一旦格納されると、ルーチン200は動作208から動作210へと進み、終了する。

【0030】

図3A～3Bは、本明細書で開示する一実施形態において、リソース・サーバーにアプリケーションを登録する1つのルーチン300の態様について示すフロー図である。ルーチン300は、リソース・サーバー114がパーミッション要求106を受ける動作から開始する。ルーチン300は、次いで動作304へと進み、リソース・サーバー114は、パーミッション要求106に記載されるパーミッションの範囲108に関連付けられたパーミッション・プロバイダー116を識別する。例えば、リソース・サーバー114は、範囲108に関連付けられたパーミッション・プロバイダー116を識別するために、パーミッション・プロバイダーのデータ・ストア118に格納された情報を通じてイテレートしてもよい。一旦パーミッション・プロバイダー116が識別されると、ルーチン300は動作304から動作306へと進む。

30

【0031】

動作306において、リソース・サーバー114は、要求された範囲108、権利110、アプリケーションのみの要求112、もしあれば、現在のコンテキストをパーミッションの要求元である、登録されたパーミッション・プロバイダー116の各々に通す。この情報を受け取ることに応じて、各パーミッション・プロバイダー116は、現在のユーザーが、要求されたパーミッションを承諾するのに十分な権威(authority)を有するかどうかを判定する。このことは、例えば、現在のユーザーによって保持される特権を示す、パーミッション・データ・ストア内に格納されたデータを参照することによって達成できる。アプリケーション104への要求されたパーミッションをユーザーが承諾することができない場合は、ルーチン300は、動作310から動作12へと進み、パーミッション要求106は拒否される。加えて、UIは、パーミッションが承諾できないことを示して、ユーザーに提示することができる。ルーチン300は、次いで、動作312から動作314へと進み、終了する。

40

【0032】

ユーザーがパーミッション要求106を承諾するのに十分な特権を所有する場合は、ル

50

ーチン 300 は動作 310 から（図 3B に示す）動作 316 へと進む。動作 316 では、リソース・サーバー 114 は、識別されたパーミッション・プロバイダー 116 の各々が有するコールバック機能をコールして、各パーミッション・プロバイダー 116 について要求されたパーミッションを記述したデータを取得する。次に、コールされたパーミッション・プロバイダー 116 の各々は、要求された情報をリソース・サーバー 114 に供給する。ルーチン 300 は、次いで、動作 316 から動作 318 へと進む。

【0033】

動作 318 では、リソース・サーバー 114 は、パーミッション・プロバイダー 116 から受け取ったデータを UI にアグリゲートし、該 UI を現在のユーザーに提示する。先に述べたように、この UI はまた、パーミッション要求 106 に記載されるアプリケーション 104 に対する特権の付与を承認または拒否することをユーザーに尋ねる。そのような 1 つの UI について、図 4B に関連して後に説明する。10

【0034】

ユーザーがアプリケーション 104 への特権の承諾を拒否する場合は、ルーチン 300 は動作 320 から動作 322 へと進む。動作 322 では、パーミッション要求 106 が拒否される。加えて、UI をユーザーに提示して、要求されたパーミッションを承諾できないことを示してもよい。ルーチン 300 は、次いで動作 322 から動作 328 へと進み、終了する。

【0035】

ユーザーがパーミッション要求 106 を承認する場合は、ルーチン 300 は動作 320 から動作 324 へと進む。動作 324 では、リソース・サーバーは、パーミッション要求 106 が承認されたことを示すために、識別されたパーミッション・プロバイダー 116 の各々によって公表されるコールバック機能をコールする。ルーチン 300 は、次いで、動作 326 へ進み、アプリケーション 104 への要求されたパーミッションの承諾を示すデータをパーミッション・データ・ストアに格納する。先に述べたように、このデータは、実行時に利用されて、アプリケーション 104 から受け取る安全なリソース 122 の要求が承認または拒否されるべきかについて判定する。ルーチン 300 は、動作 326 からどうさ 328 へと進み、終了する。20

【0036】

図 4A は、本明細書に開示する一実施形態において利用される例示のパーミッション要求 106 のフォーマットおよび構造について示したデータ構造図である。特に、図 4A に示したパーミッション要求 106 の例では、アプリケーション 104 は、4 つの異なる安全なリソースへのパーミッションを要求している。従って、パーミッション要求 106 は、各リソースに対応する XML 要素を含む。特に、1 つの要素はドキュメント・ライブラリへの特権の要求に対応し、1 つの要素はユーザー・プロファイル・ストアへの特権の要求に対応し、1 つの要素はカレンダーへの特権の要求に対応し、そして、他の 1 つの要素はコンタクトへの特権の要求に対応する。30

【0037】

特権が要求される安全なリソース毎に、パーミッション要求 106 は要求された権利も特定する。例えば、図 4A に示されるパーミッション要求 106 は、コンタクトを読み出す、カレンダーを読み出す、およびドキュメント・ライブラリに書き込むための権利を要求する。なお、他のタイプの権利がまた要求されてもよいことが認められて然るべきである。また、図 4A に示されるパーミッション要求が XML を利用して表現される一方、他の構造化されたまたは構造化されていない言語についても利用できることが理解されて然るべきである。他の要素、構成、およびデータの配置はまた、範囲 108、権利 110、アプリケーションのみの要求 112、および如何なる他の要素のパーミッション要求 106 をも利用することもできる。40

【0038】

図 4B は、本明細書で開示する一実施形態における、アプリケーション 104 に対するパーミッションを承諾する 1 つの例示のユーザー・インターフェース 400 について示す50

ユーザー・インターフェース図である。先に検討したように、リソース・サーバー 114 は、パーミッション要求 106 の受け取りに続いて、ユーザー・インターフェース 400 を生成する。図 4B に示す UI 400 は、図 4A に示すパーミッション要求 106 に基いて生成される。

【0039】

ユーザー・インターフェース 400 は、アプリケーションが安全なリソース 122 へのアクセスを要求したユーザーへの説明を行うテキストを含む。ユーザー・インターフェース 400 はまた、パーミッション要求 106 においてアプリケーション 104 によって要求される様々なパーミッションについて記述するテキストを含む。先に検討したように、この情報は、コールバック機能によってパーミッション要求 106 に記載した範囲 108 に関連付けられるパーミッション・プロバイダー 116 から取得することができる。パーミッション・プロバイダー 116 から受ける情報は、一実施形態では、フィールド 402 A ~ 402 D 内に表示される。10

【0040】

図 4B に示した例では、例えば、要求されたパーミッションを記述するドキュメント・ライブラリについてパーミッション・プロバイダー 116 から受けたデータを、フィールド 402 A に表示するのがよい。ユーザー・プロファイルについてパーミッション・プロバイダー 116 から受けたデータは、フィールド 402 B に表示するのがよい。要求されたパーミッションを記述するカレンダーについてパーミッション・プロバイダー 116 から受けたデータは、フィールド 402 C に表示するのがよい。コンタクトについてパーミッション・プロバイダー 116 から受けたデータは、フィールド 402 D に表示するのがよい。現在のユーザーは、UI 制御 404 B を選択して、要求された特権を承諾することができる。代替として、ユーザーは、UI 制御 404 A を選択して、パーミッション要求 106 を拒否することができる。20

【0041】

なお、図 4B に示したユーザー・インターフェースは単に例示のものであり、より多くのおよび少ないデータを提示してもよいことが認められて然るべきである。例えば、アプリケーションのみの要求 112 がなされたことを示すフィールドを含む付加フィールド 402 を提示してもよい。加えて、提示されるデータは、図 4B に示したものとは異なる方法で、または異なる UI 制御を利用して提示してもよい。当業者にとって、他の変更態様が明らかであろう。30

【0042】

図 5 は、実行時においてリソース要求を処理するために、本明細書に開示する一実施形態で利用される機構の態様について示すネットワーク概要図である。図 5 に示す例では、ユーザー 502 およびアプリケーション 104 は、リソース・サーバー 114 に安全なリソースについての要求（「リソース要求 504」）を開始することができる。特に、ユーザー 502 は、アプリケーション 104 を用いることなく、ドキュメント・レポジトリ・システム 102 を通じて直接的に安全なリソース 122 A のリソース要求 504 A を生成することができる。同様に、アプリケーション 104 は、直接的に且つユーザー 502 を代理せずに、安全なリソース 122 A についてのリソース要求 504 C を生成することができる。加えて、ユーザー 502 は、アプリケーション 104 を利用して、アプリケーション 104 およびユーザー 502 によってなされたリソース要求 504 B を生成することができる。40

【0043】

リソース要求 504 が、ユーザー 502 のみによって、アプリケーション 104 のみによって、またはユーザー 502 に代理してアプリケーション 104 によってなされたかを判定するために、適切な認可メカニズムを利用することができる。このような機構を通じて、リソース要求 504 A がユーザー 502 のみによってなされたときに、ユーザー識別 506 A がリソース・サーバー 114 に提示される。アプリケーション識別 506 C は、リソース要求 504 C がアプリケーション 104 のみによってなされたときに、リソース50

・サーバー 114 に提示される。同様に、アプリケーションおよびユーザー識別 506B は、リソース要求 504B がユーザー 502 を代理してアプリケーション 104 によってなされたときに、リソース・サーバー 114 に提示される。適切なプロトコルは、リソース要求 504 がなされたときに、識別 506 をリソース・サーバー 114 に提示するのに利用することができる。他の機構がまた、ユーザー 502 およびアプリケーション 104 を認証するために、また、リソース要求 504 がユーザー 502 のみによって、アプリケーション 104 のみによって、またはユーザー 502 を代理してアプリケーション 104 によってなされたときに、リソース・サーバー 114 に示すために利用することもできる。

【0044】

リソース要求 504 を受け取ることに応じて、リソース・サーバー 114 は、リソース要求 504 がユーザー 502 によって、アプリケーション 104 のみによって、または、ユーザー 502 を代理してアプリケーション 104 によってなされたかを判定する。リソース・サーバー 114 は、次いで、パーミッション・データ・ストア 120 からデータを抽出して、リソース要求 504 を承諾できるか、または拒否すべきかについて判定する。リソース要求 504 がアプリケーション 104 のみによってなされた場合は、リソース・サーバー 114 は、上記の方法でユーザーを代理しない直接コールによる安全なリソースへのアクセスするためのパーミッションをアプリケーション 104 が承諾したときのみ、要求 504 を承諾する。リソース要求 504 がユーザー 502 を代理したアプリケーション 104 によってなされた場合は、リソース・サーバー 114 は、ユーザー 502 およびアプリケーション 104 の両方が、要求された動作を実行するパーミッションを有するときのみ、要求 504 を承諾する。リソース・サーバー 114 はまた、データを履歴データ・ストア 508 に格納することもでき、安全なリソース 122 へのアクションの性能を、ユーザー 502 に、アプリケーション 104 に、またはユーザー 502 およびアプリケーション 104 の両方に、適切に帰属させる。これらプロセスに関する付加的な詳細説明について、図 6A～6B に関連して以下に行う。

【0045】

図 6A～6B は、一実施形態による、安全なリソース 122 についてのランタイム要求 504 を処理するための 1 つのルーチン 600 の様子について示すフロー図である。ルーチン 600 は動作 602 で開始し、リソース・サーバー 114 はリソース要求 504 を受け取る。リソース要求 504 の受け取りに応じてルーチン 600 は動作 604 へと進み、リソース・サーバー 114 は、受け取った要求 504 がユーザー 502 のみを代理してなされたものかについて判定する。要求 504 がユーザー 502 のみを代理してなされた場合は、ルーチン 600 は動作 604 から動作 610 へと進む。

【0046】

動作 610 では、リソース・サーバー 114 は、その要求を行ったユーザー 502 が、受け取ったリソース要求において要求されたアクションを実行するための十分な特権を有するかについて判定する。ユーザー 502 が充分な特権を有しない場合は、ルーチン 600 は動作 612 から動作 614 へと進み、受け取ったリソース要求 504 は拒否される。ルーチン 600 は、次いで、動作 614 から動作 620 へと進み、終了する。

【0047】

ユーザー 502 が充分な特権を有する場合は、ルーチン 600 は動作 612 から動作 616 へと進み、受け取ったリソース要求 504 で要求される動作が実行される。例えば、読み出し動作、書き込み動作、または他の如何なる種別の動作が、安全なリソース 122 上で実行されるのがよい。一旦アクションを完了すると、ルーチン 600 は動作 618 へと進み、リソース・サーバー 114 は、データを履歴データ・ストア 508 に格納して、実行したアクションをユーザー 502 に帰属させる。例えば、データは、ユーザー 502 が安全なリソース 122 への書き込み動作を実行したことを見すデータを格納することができる。ルーチン 600 は、動作 618 から動作 620 へと進み、終了する。

【0048】

10

20

30

40

50

動作 604において、リソース・サーバー114は、受け取ったリソース要求504がユーザー502のみによりなされなかつたと判定する場合は、ルーチン600は動作606へと進む。動作606において、リソース・サーバー114は、受け取ったリソース要求504がユーザー502を代理してアプリケーション140によりなされたかどうかを判定する。受け取ったリソース要求504が、ユーザー502を代理してアプリケーション140によってなされた場合は、ルーチン600は動作606から動作622へと進む。

【0049】

動作622では、リソース・サーバー114は、パーミッション・データ・ストア120を利用して、アプリケーション104およびユーザー502が、受け取ったリソース要求504において要求されたアクションを実行するのに充分な特権があるかどうかを判定する。アプリケーション104またはユーザー502が充分な特権は有しない場合は、ルーチン600は動作624から動作614へと進み、受け取ったリソース要求504は否定される。ルーチン500は、次いで、動作614から動作620へと進み、終了する。

【0050】

アプリケーション104およびユーザー502が充分な特権を有する場合は、ルーチン600は動作624から動作626へと進み、受け取ったリソース要求504において要求されたアクションが実行される。一旦アクションを完了すると、ルーチン600は動作628へと進み、リソース・サーバー114は、データを履歴データ・ストア508に格納して、実行したアクションをアプリケーション104およびユーザー502の両方に帰属させる。例えば、アプリケーション104が、ユーザー502を代理して、安全なリソース122に対する削除動作を実行したことを見すデータを格納することができる。ルーチン600は動作628から動作620へと進み、終了する。

【0051】

動作606において、リソース・サーバー114が、受け取ったリソース要求がユーザー502およびアプリケーション104の両方を代理してなされなかつたと判定する場合は、ルーチン600は動作606から動作608へと進む。動作608において、リソース・サーバー114は、受け取ったリソース要求504がアプリケーション104のみを代理してなされたかを判定する。受け取ったリソース要求504がアプリケーション104のみを代理してなされなかつた場合は、ルーチン600は、動作608から動作614へ進み、受け取ったリソース要求504を拒否する。ルーチン600は、次いで、動作614から動作620へ進み、終了する。

【0052】

リソース・サーバー114は、受け取ったリソース要求504がアプリケーション104だけを代理してなされたと判定する場合は、ルーチン600は動作608から（図6Bに示す）動作630へと進む。動作630では、アプリケーション104が、受け取ったリソース要求504において要求されたアクションを実行するのに充分な特権を有するかを判定するために、リソース・サーバー114はパーミッション・データ・ストア120を利用する。アプリケーション104が充分な特権を有しない場合は、ルーチン600は動作632から動作634へと進み、受け取ったリソース要求が否定される。ルーチン600は、次いで、動作634から動作640へと進み、終了する。

【0053】

アプリケーション104が充分な特権を有する場合は、ルーチン600は動作632から動作636へと進み、受け取ったリソース要求504において要求されたアクションが実行される。一旦アクションが完了すると、ルーチン600は動作638へと進み、リソース・サーバーは、データを履歴データ・ストア508に格納して、実行したアクションをアプリケーション104のみに帰属させる。ルーチン600は、動作638から動作640へと進み、終了する。

【0054】

図7は、本明細書に示した各種実施形態を実施することができるコンピューター・シス

10

20

30

40

50

テムのための例示のコンピューター・ハードウェアおよびソフトウェア・アーキテクチャーについて示すコンピューター・アーキテクチャー図である。図7に示すコンピューター・アーキテクチャーは、従来型のデスクトップ、ラップトップ・コンピューター、またはサーバー・コンピューターを例示しており、本明細書に開示した機能を提供するために上記説明した様々なソフトウェア・コンポーネントを実行するのに利用することができる。

【0055】

図7に示すコンピューター・アーキテクチャーは、中央演算処理ユニット702（「CPU」）、ランダム・アクセス・メモリ714（「RAM」）およびリード・オンリ・メモリ（「ROM」）716を含むシステム・メモリ708、並びに当該メモリをCPU702に結合するシステム・バス704を含む。起動中のようにコンピューター700内において要素間で情報を移送するのを支援する基本ルーチンを収容する基本入／出力システム（「BIOS」）（図示せず）は、ROM716に格納される。コンピューター700は更に、オペレーティング・システム718、アプリケーション・プログラム、および他のプログラム・モジュールを格納するための大容量ストレージ・デバイス710を含み、より詳細は以下に説明する。

【0056】

大容量ストレージ・デバイス710は、バス704に接続される大容量ストレージ・コントローラ（図示せず）を通じてCPU702に接続される。大容量ストレージ・デバイス710およびそれに付随するコンピューター可読ストレージ媒体により、不揮発性ストレージがコンピューター700に提供される。本明細書に含まれるコンピューター可読媒体の説明は、ハードディスクまたはCD-ROMドライブのような大容量ストレージ・デバイスに関連するものであるが、当業者にとって、コンピューター可読ストレージ媒体は、コンピューター700によってアクセスすることができる如何なる利用可能なコンピューター・ストレージ媒体とすることが認められて然るべきである。

【0057】

一例として、これに限定されないが、コンピューター可読ストレージ媒体は、コンピューター可読命令、データ構造、プログラム・モジュールまたは他のデータのような情報をストレージするための如何なる方法または技術で実施される揮発性および不揮発性の、並びに着脱可能および着脱不能な媒体を含むことができる。例えば、コンピューター可読ストレージ媒体は、これに限定されないが、RAM、ROM、EPROM、EEPROM、フラッシュ・メモリ若しくは他のソリッド・ステート・メモリ技術、CD-ROM、デジタル多用途ディスク（「DVD」）、HD-DVD、BLU-RAY若しくは他の光デバイス、磁気カセット、磁気テープ、磁気ディスク・ストレージ、若しくは他の磁気記憶デバイス、または所望の情報を格納するのに用いることができ、コンピューター700によってアクセス可能な他の如何なる非一時的媒体をも含む。

【0058】

なお、本明細書に開示したコンピューター可読媒体は通信媒体を含むことが認められて然るべきである。通信媒体は、通例、コンピューター可読命令、データ構造、プログラム・モジュール、または他のデータを搬送波のような変調データ信号若しくは他の転送機構で実現し、如何なる情報搬送媒体をも含む。「変調データ信号」なる用語は、その特徴セットの内1つ以上を有する信号、または情報を信号にコード化するような方法で変更される信号のことを意味する。一例として、これに限定されないが、通信媒体は、有線ネットワークまたはダイレクト通信接続のような有線媒体、並びに音響、無線周波数、赤外線および他の無線媒体のような無線媒体を含む。上記の如何なる組合せはまた、コンピューター可読媒体の範囲内として含まれなければならない。コンピューター可読ストレージ媒体は、通信媒体を含まない。

【0059】

各種実施形態によれば、コンピューター700は、ネットワーク720のようなネットワークを通じた遠隔コンピューターへの論理接続を用いて、ネットワーク化した環境において動作することができる。コンピューター700は、バス704に接続されるネットワ

ーク・インターフェース・ユニット 706 を通じてネットワーク 720 に接続することができる。なお、ネットワーク・インターフェース・ユニット 706 はまた、他の種別のネットワークおよび遠隔コンピューター・システムに接続するために利用できることも認められて然るべきである。コンピューター 700 はまた、キーボード、マウスまたは電子スタイルス（図 7 に図示せず）を含む、数多くの他のデバイスからの入力を受け取り且つ処理するために、入／出力コントローラ 712 を含むこともできる。同様に、入／出力コントローラは、ディスプレイ・スクリーン、プリンター、または他の種別の出力デバイス（図 7 に図示せず）に出力を供給することができる。

【0060】

先に簡潔に述べたように、数多くのプログラム・モジュールやデータ・ファイルが、ネットワーク化されたデスクトップ、ラップトップまたはサーバー・コンピューターの動作を制御するのに適したオペレーティング・システム 704 を含む、コンピューター 700 の大容量ストレージ・デバイス 710 および RAM 714 に格納することができる。大容量ストレージ・デバイス 710 および RAM 714 はまた、1つ以上のプログラム・モジュールを格納することもできる。特に、大容量ストレージ・デバイス 710 および RAM 714 は、アプリケーション 104 またはリソース・サーバー 114 のような、先に説明した機能を提供する1つ以上のソフトウェア・コンポーネント、または他の種別のプログラム若しくはサービスを格納することができる。大容量ストレージ・デバイス 710 および RAM 714 はまた、本明細書に開示した他のプログラム・モジュールおよびデータを格納することもできる。

10

【0061】

一般に、ソフトウェア・アプリケーションまたはモジュールは、CPU 702 にロードされ実行されると、CPU 702 およびコンピューター 700 全体を、一般用途のコンピューティング・システムから、本明細書に提示される機能を実行するのにカスタマイズされた特定用途のコンピューティング・システムへと変換させることができる。CPU 702 は、如何なる数のトランジスターまたは他の別個の回路要素から構成することができ、それは如何なる状態の数を、個々にまたは集合的に想定することができる。より具体的には、CPU 702 は、ソフトウェアまたはモジュール内に収容された実行可能命令に応じて、1つ以上の有限状態マシンとして動作させることができる。これらコンピューター実行可能命令は、如何に CPU 702 が状態間を遷移するかを特定することによって CPU 702 を変更させることができ、これにより、CPU 702 を構成するトランジスターまたは他の別々のハードウェア要素を物理的に変更させる。

20

【0062】

ソフトウェアまたはモジュールを大容量ストレージ・デバイス上にコード化することはまた、大容量ストレージ・デバイスまたは付随するコンピューター可読ストレージ媒体の物理的な構造を変せることもできる。

物理的な構造の特定の変更は、本説明における異なる実施態様では様々な要因に依存することがある。このような要因の例として、これに限定されないが以下を含むことができる。即ち、コンピューター可読ストレージ媒体を実装するのに使用される技術や、コンピューター可読ストレージ媒体がプライマリまたはセカンダリのストレージとして特徴付けられるか等である。例えば、コンピューター可読ストレージ媒体が半導体ベース・メモリとして実装される場合は、ソフトウェアがコード化されると、ソフトウェアまたはモジュールは、半導体メモリの物理的な状態を変更することができる。例えば、ソフトウェアは、トランジスター、コンデンサー、または半導体メモリを構成する他の別個の回路要素を変更することができる。

30

【0063】

別の例として、コンピューター可読ストレージ媒体は、磁気または光学的技術を用いて実装することができる。このような実装において、ソフトウェアまたはモジュールは、ソフトウェアがコード化されると、磁気または光学式媒体の物理的状態を変更することができる。これらの変更は、所与の磁気媒体内において特定の位置の磁気特性を変更すること

40

50

を含むことができる。これらの変更はまた、所与の光学式媒体内において特定の位置の物理的な特徴または特性を変更して、それらの位置についての光特性を変更することを含むこともできる。物理媒体の他の変更が、本説明の範囲および趣旨から逸脱することなく、本検討を容易にするためにのみ提供される上記の例を用いて可能である。

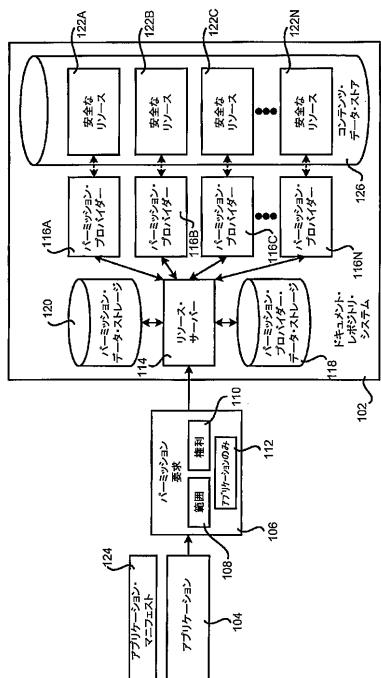
【 0 0 6 4 】

以上のことから、安全なリソースへのアプリケーションによるアクセスを認可する技術について本明細書に開示したことが認められて然るべきである。本明細書に提示した主題について、コンピューターの構造上の特徴、方法論的な行為、およびコンピューター可読媒体に特化した言語で記載したものの、添付の特許請求の範囲に規定される発明が、本明細書に説明する特定の特徴、行為、または媒体には必ずしも限定されないことが理解されるべきである。むしろ、特定の特徴、行為および媒体は、特許請求の範囲を実施する例示の形態として開示されるものである。10

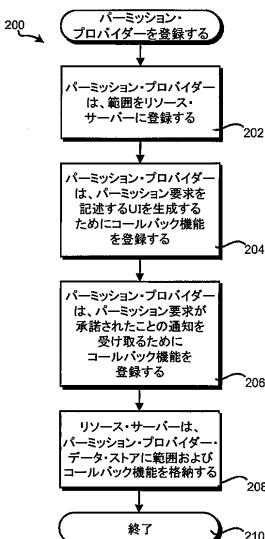
【 0 0 6 5 】

先に説明した主題は、例示目的のみによって提供されたものであり、限定するものとして解釈されてはならない。様々な修正や変更が、図示および説明した例示の実施形態や適用に従うことなく、また、以降の特許請求の範囲に記載した本発明の真の趣旨および範囲から逸脱することなく、本明細書に記載した主題に対して行うことができる。

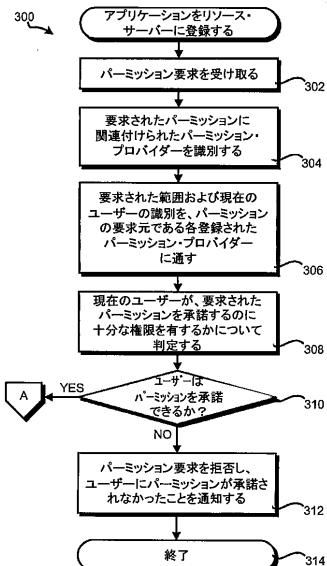
【 図 1 】



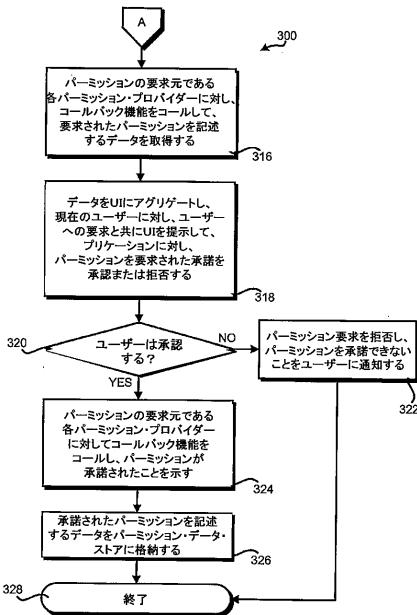
【 図 2 】



【図3A】



【図3B】



【図4A】

106

```

<App ...>
...
<AppPermissionRequests>
    <AppPermissionRequest Scope="http://sharepoint/content/sitecollection/web/list"
    Right="Write">
        <Property Name="BaseTemplateId" Value="101"/>
    </AppPermissionRequest>
    <AppPermissionRequest Scope="http://sharepoint/userprofilestore"/>
    <AppPermissionRequest Scope="http://exchange/calendars" Right="Read"/>
    <AppPermissionRequest Scope="http://lynk/contacts" Right="Read"/>
</AppPermissionRequests>
...
</App>

```

PERMISSION REQUEST

【図4B】

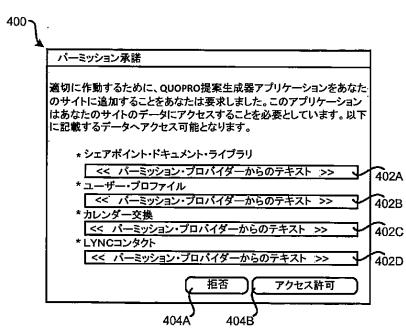
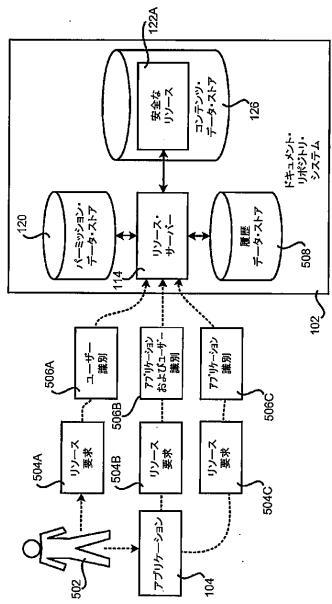
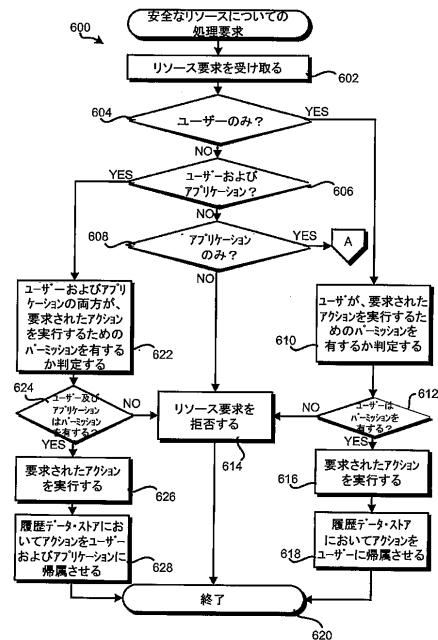


FIG. 4B

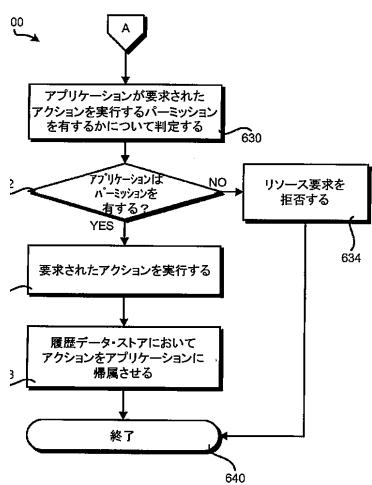
【図5】



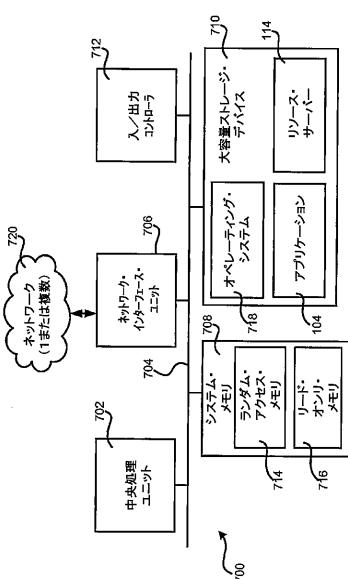
【図6A】



【図6B】



【図7】



フロントページの続き

(74)代理人 100153028
弁理士 上田 忠

(74)代理人 100120112
弁理士 中西 基晴

(74)代理人 100196508
弁理士 松尾 淳一

(74)代理人 100147991
弁理士 鳥居 健一

(74)代理人 100119781
弁理士 中村 彰吾

(74)代理人 100162846
弁理士 大牧 綾子

(74)代理人 100173565
弁理士 末松 亮太

(74)代理人 100138759
弁理士 大房 直樹

(72)発明者 ハワード・ロバート・マッキー
アメリカ合衆国ワシントン州 98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ミロン・タイタス・コンスタンティン
アメリカ合衆国ワシントン州 98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ティラー・ウィリアム・デーヴィッド
アメリカ合衆国ワシントン州 98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ジュウ・シャオフェン
アメリカ合衆国ワシントン州 98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 アイディン・エレイ
アメリカ合衆国ワシントン州 98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ヴィーララガヴァン, ヴェンカテシュ
アメリカ合衆国ワシントン州 98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

審査官 岸野 徹

(56)参考文献 國際公開第2007/043659 (WO, A1)
特開2001-337864 (JP, A)
米国特許出願公開第2010/0242097 (US, A1)
國際公開第2011/088900 (WO, A1)
特開平11-272769 (JP, A)
特開2008-016013 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 21/62
G 06 F 12/00